



1065

事務連絡（介30）
平成19年7月27日

都道府県医師会事務局 介護保険ご担当者 殿

日本医師会 介護保険課

「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」の正誤について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険法改正により平成18年4月より施行されております「介護サービス情報の公表」制度に関して、本年4月に「介護サービス情報の公表制度に係る省令改正についての関連通知の送付について」（平19.4.13付・介3）として、官報及び厚生労働省より発出された関係施行通知をご送付させていただきました。

今般、本会より送付した通知のうち、『「介護サービス情報の公表」制度の施行について』の一部改正について』（平19.3.19 老振発第0319004号 厚生労働省老健局振興課長通知）につきまして、厚生労働省より正誤の事務連絡が発出され、本会においても当該事務連絡入手いたしましたので、ご参考に送付申し上げます。

敬具

記

(添付資料)

・「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」の正誤について

（平19.7.20 厚生労働省老健局振興課事務連絡）

・参考資料「介護サービス情報の公表制度に係る省令改正についての関連通知の送付について」（平19.4.13 介3）

以上

事務連絡
平成19年7月20日

各都道府県介護サービス情報の公表制度所管課（室） 御中

厚生労働省老健局振興課

「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」の正誤について

「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」（平成19年3月19日付け老振発第0319004号厚生労働省老健局振興課長通知）について、誤りがあったので、別紙1、別紙2のとおりお知らせする。

(照会先)
介護サービス評価推進専門官 佐藤
介護サービス振興係 井樋、馬場
電話 03-5253-1111(内線3982)
FAX 03-3503-7894

別添2における正誤

訪問介護

項目	誤	正
大項目I		
中項目1		
小項目(3)・確認事項③の確認のための材料	訪問介護計画についての同意を得るための文書の同意欄に、利用者又はその家族の署名若しくは記名捺印にがある。	訪問介護計画についての同意を得るための文書の同意欄に、利用者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。
中項目5		
小項目(1)・確認事項①	① 介護支援専門員に対し、 <u>1か月1回以上</u> 、訪問介護の実施状況を報告している。	① 介護支援専門員に対し、 <u>1か月に1回以上</u> 、訪問介護の実施状況を報告している。

訪問入浴介護

項目	誤	正
大項目II		
中項目3		
小項目(1)・確認事項⑤	⑤ 感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延を防止するための仕組みがある。	⑤ 感染症の発生の予防及びまん延を防止するための仕組みがある。
小項目(1)・確認事項⑤の確認のための材料a	a 感染症及び食中毒の発生事例、ヒヤリ・ハット事例等の検討記録がある。	a 感染症の発生事例、ヒヤリ・ハット事例等の検討記録がある。
小項目(1)・確認事項⑤の確認のための材料b	b 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関するマニュアル等がある。	b 感染症の予防及びまん延の防止に関するマニュアル等がある。
小項目(1)・確認事項⑤の確認のための材料c	c 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修実施記録がある。	c 感染症の予防及びまん延の防止に関する研修実施記録がある。

訪問リハビリテーション

項目	誤	正
大項目I		
中項目2		
小項目(6)・確認事項①の確認のための材料	訪問リハビリテーション計画書に基づいて、福祉用具の必要性について検討した記録がある。	訪問リハビリテーション計画書に基づいて、福祉用具の必要性について検討した記録がある。

	小項目(9)・確認事項	① 利用者に、病状が急に変化した時の連絡方法を示している。	利用者に、病状が急に変化した時の連絡方法を示している。
大項目Ⅱ			
中項目3			
確認事項⑤	⑤ 感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延を防止するための仕組みがある。	⑤ 感染症の発生の予防及びまん延を防止するための仕組みがある。	
確認事項⑤の確認のための材料 a	a 感染症及び食中毒の発生事例、ヒヤリ・ハット事例等の検討記録がある。	a 感染症の発生事例、ヒヤリ・ハット事例等の検討記録がある。	
確認事項⑤の確認のための材料 b	b 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関するマニュアル等がある。	b 感染症の予防及びまん延の防止に関するマニュアル等がある。	
確認事項⑤の確認のための材料 c	c 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修実施記録がある。	c 感染症の予防及びまん延の防止に関する研修実施記録がある。	

通所リハビリテーション

項目	誤	正
大項目Ⅱ		
中項目5		
小項目(3)・確認事項①	① マニュアルはいつでも閲覧できる場所に備え付けている。	① マニュアル等はいつでも閲覧できる場所に備え付けている。

福祉用具貸与

項目	誤	正
大項目Ⅱ		
中項目2		
小項目(3)・確認事項①の確認のための材料	新任の従業者に対する実地指導の実施日時、指導員の氏名、指導を受けた従業者の氏名、福祉用具の選定及び適合の指導の記録がある。	新任の従業者に対する実地指導の実施日、指導員の氏名、指導を受けた従業者の氏名、福祉用具の選定及び適合の指導の記録がある。

居宅介護支援

項目	誤	正
大項目Ⅱ		
中項目5		
小項目(1)・確認事	② 介護居宅介護支援に従事す	② 居宅介護支援に従事する全

項②	る全ての現任の従業者を対象とする研修を計画的に行っている。	ての現任の従業者を対象とする研修を計画的に行っている。
----	-------------------------------	-----------------------------

介護老人福祉施設

項目	誤	正
大項目 I		
中項目 2		
小項目(6)		野線の削除
小項目(6)・確認事項⑤の確認のための材料 d	d 看護職員が、服薬管理の責任者であることを明記した文書がある。	d 看護職員による服薬管理を行っていることが確認できる文書がある。
大項目 II		
中項目 3		
小項目(1)・確認事項⑤の確認のための材料 a	a 感染症及び食中毒の発生事例、ヒヤリハット事例等の検討記録がある。	a 感染症及び食中毒の発生事例、ヒヤリ・ハット事例等の検討記録がある。

介護老人保健施設

項目	誤	正
大項目 I		
中項目 1		
小項目(2)	(2) 入所者に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況	(2) 入所者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況
小項目(3)	(3) 入所者等の状態に応じた訪問介護計画等の介護サービスに係る計画の作成及び入所者等の同意の取得の状況	(3) 入所者の状態に応じた訪問介護計画等の介護サービスに係る計画の作成及び入所者等の同意の取得の状況

介護療養型医療施設

項目	誤	正
大項目 I		
中項目 1		
小項目(1)・確認事項①	① サービス提供契約前に、入所申込者又はその家族に対して、重要事項を記した文書の雛形を交付する仕組み又は公開する仕組みがある。	① サービス提供契約前に、入院申込者又はその家族に対して、重要事項を記した文書の雛形を交付する仕組み又は公開する仕組みがある。
小項目(1)・確認事項②	② 入所申込者又はその家族からのサービス提供契約前の問合せ及び見学に対応する仕組みが	② 入院申込者又はその家族からのサービス提供契約前の問合せ及び見学に対応する仕組みが

	ある。	ある。
小項目(1)・確認事項④の確認のための材料	入院申込者の判断能力に障害が見られる場合において、 <u>入院申込者</u> に代わってその家族、代理人、成年後見人等と交わした契約書又は第三者である立会人を求めたことがわかる文書がある。	入院申込者の判断能力に障害が見られる場合において、 <u>入院申込者</u> に代わってその家族、代理人、成年後見人等と交わした契約書又は第三者である立会人を求めたことがわかる文書がある。
小項目(3)		黒線の削除
小項目(3)・確認事項③の確認のための材料	特定施設サービス計画についての同意を得るための文書の同意欄に、入院患者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。	施設サービス計画についての同意を得るための文書の同意欄に、入院患者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。
小項目(5)・確認事項②の確認のための材料	必要な利用料の計算方法についての同意を得るための文書の同意欄に、 <u>入所者</u> 又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。	必要な利用料の計算方法についての同意を得るための文書の同意欄に、 <u>入院患者</u> 又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。
中項目2		
小項目(10)	(10) 入院患者の身体の状態等に応じた <u>介護施設サービス</u> の提供を確保するための取組の状況	(10) 入院患者の身体の状態等に応じた <u>介護療養施設サービス</u> の提供を確保するための取組の状況
小項目の挿入		(14) ターミナルケアの質の確保のための取組の状況
確認事項の挿入		入院患者又はその家族の希望に基づいたターミナルケアを行うための仕組みがある。
確認のための材料の挿入		a ターミナルケアの対応についての記載があるマニュアル等がある。 b ターミナルケアに関する従業者に対する研修の実施記録がある。
確認のための材料の挿入		
「その他」欄の挿入		(その他)

別添 3 における正誤

改正 後頁	誤	正
p6	<p>(ウ) 「従業者である訪問介護員等が有している資格」欄には、以下の資格を有する訪問介護員等について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数をそれぞれ記載すること。</p> <p>また、訪問介護員等であるサービス提供責任者を含めて記載することとし、サービス提供責任者欄は、「訪問介護員等」欄の再掲とすること。</p> <p><u>なお、複数の資格を有する場合には、いずれか1つの資格について記載すること。</u></p> <p>① 介護福祉士 ② 介護職員基礎研修 ③ 訪問介護員1級 ④ 訪問介護員2級 ⑤ 訪問介護員3級 ⑥ 訪問介護員養成研修に相当するものとして都道府県知事が認めた研修の修了者</p>	<p>(ウ) 「従業者である訪問介護員等が有している資格」欄には、以下の資格を有する訪問介護員等について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数をそれぞれ記載すること。</p> <p>また、訪問介護員等であるサービス提供責任者を含めて記載することとし、サービス提供責任者欄は、「訪問介護員等」欄の再掲とすること。</p> <p>① 介護福祉士 ② 介護職員基礎研修 ③ 訪問介護員1級 ④ 訪問介護員2級 ⑤ 訪問介護員3級 ⑥ 訪問介護員養成研修に相当するものとして都道府県知事が認めた研修の修了者</p>
p6	<p>(エ) 「管理者の他の職務との兼務の有無」欄には、管理者が当該報告に係る介護サービスの管理者以外の職務を兼務している場合には、「あり」に記すこと。「管理者が有している当該報告に係る介護サービスに係る資格等」欄には、管理者が当該報告に係る介護サービスに係る資格等を有している場合には、「あり」に記すとともに、その資格等の名称を、<u>以下の資格の中から</u>記載すること。</p> <p>① 介護福祉士</p>	<p>(エ) 「管理者の他の職務との兼務の有無」欄には、管理者が当該報告に係る介護サービスの管理者以外の職務を兼務している場合には、「あり」に記すこと。「管理者が有している当該報告に係る介護サービスに係る資格等」欄には、管理者が当該報告に係る介護サービスに係る資格等を有している場合には、「あり」に記すとともに、その資格等の名称を記載すること。</p>

	<p><u>② 介護職員基礎研修</u></p> <p><u>③ 訪問介護員1級</u></p> <p><u>④ 訪問介護員2級</u></p> <p><u>⑤ 訪問介護員3級</u></p> <p><u>⑥ 訪問介護員養成研修に相当するものとして都道府県知事が認めた研修の修了者</u></p>	
p14	<p>(ウ) 「保健師、看護師及び准看護師1人当たりの1か月のサービス提供時間数」欄には、(4)イ(ア)の時間数を、ア(ア)の①、②及び③又は、ア(イ)の①、②及び③に係る常勤換算人数の合計で除した<u>人数</u>を記載すること。</p>	<p>(ウ) 「保健師、看護師及び准看護師1人当たりの1か月のサービス提供時間数」欄には、(4)イ(ア)の時間数を、ア(ア)の①、②及び③又は、ア(イ)の①、②及び③に係る常勤換算人数の合計で除した<u>時間数</u>を記載すること。</p>
p19	<p>ウ 「介護サービスの提供内容に関する特色等」欄には、当該事業所の特色等について、その内容を概ね400字以内で記載すること。なお、記載内容については、<u>医療法第69条</u>（介護老人保健施設にあっては介護保険法第98条）に規定する広告制限を踏まえること。</p>	<p>ウ 「介護サービスの提供内容に関する特色等」欄には、当該事業所の特色等について、その内容を概ね400字以内で記載すること。なお、記載内容については、<u>医療法第6条の5</u>（介護老人保健施設にあっては介護保険法第98条）に規定する広告制限を踏まえること。</p>
p27	<p>エ 「介護サービスの提供内容に関する特色等」欄には、当該事業所の特色等について、その内容を概ね400字以内で記載すること。なお、記載内容については、<u>医療法第69条</u>（介護老人保健施設にあっては介護保険法98条）に規定する広告制限を踏まえること。</p>	<p>エ 「介護サービスの提供内容に関する特色等」欄には、当該事業所の特色等について、その内容を概ね400字以内で記載すること。なお、記載内容については、<u>医療法第6条の5</u>（介護老人保健施設にあっては介護保険法98条）に規定する広告制限を踏まえること。</p>
p35	<p>(エ) 「入居率（一時的に不在となっている者を含む）」欄には、有料老人ホーム又は軽費老人ホームの<u>入居定員</u>を、有料老人ホーム又は軽費老人ホームの入居定員で除した数を記載すること。</p>	<p>(エ) 「入居率（一時的に不在となっている者を含む）」欄には、有料老人ホーム又は軽費老人ホームの<u>入居者</u>の数を、有料老人ホーム又は軽費老人ホームの入居定員で除した数を記載すること。</p>

p42	c 「光熱水費」欄には、月額の利用料に管理費がある場合には「あり」に記すとともに、その金額及び留意事項がある場合には、その内容を記載すること。 <u>当該食費がない場合には「ない」に記すこと。</u>	c 「光熱水費」欄には、月額の利用料に管理費がある場合には「あり」に記すとともに、その金額及び留意事項がある場合には、その内容を記載すること。 <u>当該光熱水費がない場合には「ない」に記すこと。</u>
p44	(ウ) 「福祉用具専門相談員 1人当たりの 1か月の利用者数」欄には、 <u>(4)</u> イの利用者数の合計人数を、ア (ア) の①に係る常勤換算人数で除した人数を記載すること。	(ウ) 「福祉用具専門相談員 1人当たりの 1か月の利用者数」欄には、 <u>記入年月日の前月の請求実績にもとづく利用者の実人数を、ア (ア) の①に係る常勤換算人数で除した人数を記載すること。</u>
p45	イ 介護サービスの利用者への提供実績 福祉用具の種目のうち、以下の種目について、記入年月日の前月に指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 1 福祉用具貸与費の支払いを受けた場合は、「あり」に記すとともに、その品目数を記載すること。また、福祉用具の種目ごとに、経過的要介護、要介護 1、2、3、4 及び 5 に該当する利用者の延べ人数を記載すること。 ① 車いす ② 特殊寝台 ③ 床ずれ防止用具 ④ 体位変換器 ⑤ 手すり ⑥ スロープ ⑦ 歩行器 ⑧ 歩行補助つえ ⑨ 認知症老人徘徊感知機器 ⑩ 移動用リフト	イ 介護サービスの利用者への提供実績 福祉用具の種目のうち、以下の種目について、記入年月日の前月に指定居宅サービス報酬基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 1 福祉用具貸与費の介護報酬を請求した場合は、「あり」に記すとともに、その品目数を記載すること。また、福祉用具の種目ごとに、経過的要介護、要介護 1、2、3、4 及び 5 に該当する利用者の延べ人数を記載すること。 ① 車いす ② 特殊寝台 ③ 床ずれ防止用具 ④ 体位変換器 ⑤ 手すり ⑥ スロープ ⑦ 歩行器 ⑧ 歩行補助つえ ⑨ 認知症老人徘徊感知機器 ⑩ 移動用リフト
p51	(エ) 「看護職員及び介護職員 1人当たりの入所者数」欄には、 <u>(4)ア(ニ)</u>	(エ) 「看護職員及び介護職員 1人当たりの入所者数」欄には、 <u>入所者数を、</u>

	<p><u>の入所定員を、ア（ア）の③及び④に</u>係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。</p>	<p>ア（ア）の③及び④に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。</p>
p54	<p>（ア）「入所者的人数」欄には、記入年月日を含む月の前月において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する<u>1介護福祉施設サービスの支払いを受けた入居者</u>について、年齢（65歳未満、65歳以上75歳未満、75歳以上85歳未満及び85歳以上）別に、要介護（要介護1、2、3、4及び5）に該当する者を記載すること。</p>	<p>（ア）「入所者的人数」欄には、記入年月日を含む月の前月において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する<u>1介護福祉施設サービスの介護報酬を請求した入居者</u>について、年齢（65歳未満、65歳以上75歳未満、75歳以上85歳未満及び85歳以上）別に、要介護（要介護1、2、3、4及び5）に該当する者を記載すること。</p>
p60	<p>（ウ）「看護職員及び介護職員1人当たりの入所者数」欄には、<u>(4)ア(ニ)の入所定員</u>を、ア（ア）の③及び④に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。</p>	<p>（ウ）「看護職員及び介護職員1人当たりの入所者数」欄には、<u>入所者数</u>を、ア（ア）の③及び④に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。</p>
p64	<p>（ア）「入所者的人数」欄には、記入年月日の前月において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する<u>2介護保健施設サービスの支払いを受けた入所者</u>について記載すること。</p>	<p>（ア）「入所者的人数」欄には、記入年月日の前月において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する<u>2介護保健施設サービスの介護報酬を請求した入所者</u>について記載すること。</p>
p70	<p>（オ）「看護職員及び介護職員1人当たりの入院患者数」欄には、<u>(4)ア(ツ)の入院定員</u>を、ア（ア）の④及び⑤に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。</p>	<p>（オ）「看護職員及び介護職員1人当たりの入院患者数」欄には、<u>入院患者数</u>を、ア（ア）の④及び⑤に係る常勤換算人数の合計で除した人数を記載すること。</p>
p70	<p>（カ）「夜勤（宿直を除く）を行う看護職員及び介護職員の人数」欄には、夜勤（宿直を除く）を行う当該介護療養型医療施設における看護職員及び介護職員のうち、宿直の者を除いた<u>最小時</u>の人数及び平均の人数を記載すること。</p>	<p>（カ）「夜勤（宿直を除く）を行う看護職員及び介護職員の人数」欄には、夜勤（宿直を除く）を行う当該介護療養型医療施設における看護職員及び介護職員のうち、宿直の者を除いた<u>最少時</u>の人数及び平均の人数を記載すること。</p>

	と。なお、記載内容については、当該施設の夜勤を行う一般的な人員体制を踏まえること。	と。なお、記載内容については、当該施設の夜勤を行う一般的な人員体制を踏まえること。
p73	(ア) 「入院患者の人数」欄には、記入年月日を含む月の前月において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する <u>3介護療養施設サービスの請求を受けた患者</u> について記載すること。	(ア) 「入院患者の人数」欄には、記入年月日を含む月の前月において、指定施設サービス報酬基準別表指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する <u>3介護療養施設サービスの介護報酬を請求した患者</u> について記載すること。
p76	(キ) 「 <u>食堂の設備の状況</u> 」欄には、 <u>食堂の設備の状況</u> について記載すること。さらに、「入院患者等が調理を行う設備状況」欄には、入院患者等が簡易な調理を行う設備を有している場合には、「あり」に記すこと。	(キ) 「入院患者等が調理を行う設備状況」欄には、入院患者等が簡易な調理を行う設備を有している場合には、「あり」に記すこと。
p76	(コ) 「介護サービスの提供内容に関する特色等」欄には、当該施設の特色等について、その内容を概ね400字以内で記載すること。なお、記載内容については、 <u>医療法第6条の5</u> に規定する広告制限を踏まえること。	(コ) 「介護サービスの提供内容に関する特色等」欄には、当該施設の特色等について、その内容を概ね400字以内で記載すること。なお、記載内容については、 <u>医療法第6条の5</u> に規定する広告制限を踏まえること。

参考

写

(介 3)

平成 19 年 4 月 13 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

天 本 宏

介護サービス情報の公表制度に係る省令改正についての関連通知の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護サービス情報の公表制度については、介護保険法改正により平成 18 年 4 月より施行されており、平成 18 年度については、38 種類の介護サービスのうち 9 サービスについて実施されました。

平成 19 年度においては、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び介護療養施設サービスが追加施行されることとなっており、今般、追加規定に関し「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」(平成 19 年厚生労働省令第 18 号) が施行され、厚生労働省より関連の一部改正通知が発出されました。

本会においても、当該改正通知を入手いたしましたので、省令改正の官報とあわせご送付申し上げます。

なお、介護療養施設サービスについては、介護療養型医療施設の入院患者の定員が 8 名以下の病院又は診療所に係るものは除かれることとなっております。

敬具

記

(添付資料)

- ・官報 (第 4535 号 平 19. 3. 5)
- ・「介護サービス情報の公表」制度に関する施行通知

1 部

以上